

新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留諸申請について

出入国在留管理庁より、「新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留諸申請について」として、帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱いにつきまして、以下のとおり案内が提供されましたのでお知らせします。

<変更点>

以下に該当する方につきましては、6月26日付けで取扱いについて変更点がございましたので、本通知および参照のQ&Aをご確認いただき、不明な点は、大阪出入国在留管理局京都出張所（TEL:075-752-5997）へ直接お問い合わせください。

1. 本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱い

<http://www.moj.go.jp/content/001323011.pdf>

2. 本邦に入国を予定している方に係る取扱い

- ① 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方
- ② 在留諸申請中に再入国許可により出国した方
- ③ 再入国許可による出国中に在留期限が経過した方等

<http://www.moj.go.jp/content/001323021.pdf>

<留意事項>

「在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて」として、『有効期間』に係る大幅な方針変更がございましたのでご注意ください。

<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

【これまでの取扱い】

- ・ 対象となる在留資格認定証明書：特段の制限なし。
- ・ 有効とみなす期間：通常は「3か月」有効なものを「6か月」有効とする。

【新しい取扱い】

- ・ 対象となる在留資格認定証明書：2019年10月1日以降、2021年1月29日までに作成されたもの。
- ・ 有効とみなす期間：入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで。

<国際交流サービスオフィスからの重要なお知らせ>

- 在留資格認定証明書が2019年10月1日以降、2021年1月29日までに作成されたものをお手元にお持ちの外国人の方は、入国制限措置が解除されるまで大切に保存しておいてください。
- 在留資格認定証明書が2019年10月1日以降、2021年1月29日までに作成されたもので、これまでの取扱いどおりに出入国在留管理庁に返納された等の理由でお手元にお持ちでない方は、お手数ですが国際交流サービスオフィスの在留資格代理申請システムから再度申請いただくことになります。
なお、再申請の際、出入国在留管理局様式の理由書（別紙1）の提出が求められます。
国際交流サービスオフィスに在留資格認定証明書の交付代理申請を依頼される場合は、同「理由書」を作成・押印の上、学内便等で国際交流サービスオフィスにお送りください。

<参照>

- 法務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留諸申請について」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html
- 出入国在留管理庁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う在留資格認定証明書の取扱い等について」(Q&A)
<http://www.moj.go.jp/content/001319321.pdf>
- 別紙1：在留資格認定証明書交付再申請用「理由書」

(参考様式2 別表1用・有効期限経過による在留資格認定証明書再申請用)

理 由 書

年 月 日

法 務 大 臣 殿

国籍・地域

氏 名

上記の者の在留資格認定証明書交付申請について、下記の事実間違いありません。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、交付された在留資格認定証明書の有効期限内に入国することができなかった（できる見込みがない）ため、改めて申請を行うものです。
- 2 今回改めて行う申請は、入国予定時期（本邦での活動開始時期）を除き、交付された在留資格認定証明書の申請時から申請内容に変更はありません。

受入れ機関名
(扶養者名)

印

住所

TEL

(留意事項)

申請に当たっては、交付済みの在留資格認定証明書（原本）を添付してください。添付できない事情がある場合は、別途説明書（様式自由）を提出願います。